令和９年度　石川県スクールカウンセラー等応募申込書（兼履歴書）

	スクールカウンセラー
	スクールカウンセラーに準ずる者

※どちらかに〇をつけてください。

	新規応募者
	R8年度SC等勤務経験者

※どちらかに〇をつけてください。

管理番号 （記入しないでください）

記入日：令和８年　　月　　日

ふりがな		写 真 〇縦36～40㎜ 横24～30㎜ 〇6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身のもの 〇写真の裏面に氏名、生年月日を記入の上、はってください。
氏　　名		
生年月日	☐ 昭和　　年　　月　　日　　（満　　歳） ☐ 平成　　年　　（注）年齢は、令和９年４月１日現在で記入すること。	
ふりがな		
現 住 所	〒	
連 絡 先 （電話番号）	（自宅） （携帯）	
E-mail （ＰＣ用）		

	年	月	最終学歴以降の経歴を簡潔に記載
学歴・職歴	年	月	大学　　学部　　科（専攻　　）卒業
	年	月	大学大学院　　科（専攻　　）修了
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	
	年	月	

資格	心理臨床や相談業務に関する資格	取得及び受験年月
	1 公認心理師　（登録番号　　）	年　月　☐ 取得　☐ 受験
	2 臨床心理士　（登録番号　　）	年　月　☐ 取得　☐ 受験
	3 自由記載　（　　）	年　月
	4 自由記載　（　　）	年　月
	5 自由記載　（　　）	年　月

勤務地

勤務可能なすべての市や町にチェック（☑）をつけてください。（複数回答可）

☐ 加賀市	☐ 小松市	☐ 能美市	☐ 川北町
☐ 白山市	☐ 野々市市	☐ 金沢市	☐ 津幡町
☐ 内灘町	☐ かほく市	☐ 宝達志水町	☐ 志賀町
☐ 羽咋市	☐ 中能登町	☐ 七尾市	☐ ※穴水町
☐ ※輪島市	☐ ※能登町	☐ ※珠洲市	☐ 県内全域可能

※奥能登地区（能登町、穴水町、輪島市、珠洲市）にチェックをつけられた場合は、
優先的に配置させていただく場合があります。

交通手段

該当するものにチェック（☑）をつけてください。

☐ 自家用車　　☐ 公共交通機関　　☐ その他　（　　）

<table>
<tr><td rowspan="2">勤務について</td><td>週あたり勤務可能な日数
［　　］日
半日の場合は、０．５日と記入してください。</td><td>勤務可能な学校数
［　　］校
１日で、勤務できるのは２校までとなります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">勤務可能校種すべてにチェック（☑）をつけてください。
☐ 小学校　☐ ※ 中学校　☐ ※ 高等学校　☐ 特別支援学校（盲・ろう含む）　☐ あすなろ中学（夜間中学校）
※ 中学校に義務教育学校、高等学校に教育支援センター（やすらぎ教室）を含みます。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">

誓約書

私は、採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

- **私は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しません。**
- **私は、令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。**
- **採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。**

上記の内容に間違いはありませんか。該当するものにチェック（☑）をつけてください。

☐ **はい**　　☐ **いいえ**

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）
第１６条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）
第２条第８項　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

</td></tr>
</table>